

○国土交通省告示第二百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日

国土交通大臣 中野 洋昌

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道49号改築工事（北好間改良）並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 福島県いわき市好間町北好間字清水、字槐作、字山崎、字塊坪、字権現堂、字馬喰沢、字平場及び字行人沢地内

2 使用の部分 福島県いわき市好間町北好間字槐作、字山崎、字平場及び字行人沢地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道49号改築工事（北好間改良）並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事」（以下「本件事業」という。）は、福島県いわき市好間町北好間字清水地内から同市好間町北好間字猪ノ鼻地内までの延長2.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道49号改築工事（北好間改良）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、さらに、本体事業の施行により遮断される砂防設備の従来機能を維持するための付替工事は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道49号（以下「本路線」という。）は、福島県いわき市を起点とし、新潟県新潟市に至る延長約246kmの主要幹線道路である。

本路線が通過するいわき市は、港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾に指定されている小名浜港を擁し、いわき好間中核工業団地等の数多くの工業団地が立地することから、東北地方で第2位の製造品出荷額を誇る工業都市であり、いわき市で生産された工業製品は、本路線や高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線（磐越自動車道）等を利用して、福島県内外へ出荷されている。

また、本路線は、重さ・高さ指定道路として物流拠点（港湾・工業団地等）を連携するネットワークに位置づけられ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための物流上の重要な道路輸送網である重要物流道路に指定されているとともに、福島県地域防災計画における緊急輸送道路（第1次確保路線）にも指定されていることなどから、本路線は、福島県内陸部や福島県内外の各都市間の緊急輸送等を担う重要な路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する車道部幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、交通事故の減少が期待されるとともに、物流面・防災面等において、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平

成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年11月及び令和4年7月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については、法令により定められた基準等を満足するとされているほか、大気質については、工事の実施において道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値(以下単に「参考値」という。)を超える値が見られるものの、仮囲いの設置、散水の実施等により参考値を満足するとされている。騒音については、環境基準等を超える値が見られるものの、防音シートの設置及び排水性舗装の敷設により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ及びトウキョウサンショウウオ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているツヤキベリアオゴミムシ、キンブナ等、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ及びキンラン、準絶滅危惧として掲載されているムカゴネコノメ、福島県レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているタカサブロウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタチシノブ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、トウキョウサンショウウオについては、生息環境に影響が生じるおそれがあることから、個体の移設を実施することとしている。タチシノブについては、本件事業の実施により生育環境の多くが改変されることから、生育適地への移植等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、福島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道

のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である土工ルート案及びトンネルルート案の2案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積が大きく、移転対象物件数も多いものの、路線延長及び構造物延長が短く、施工性に優れていること、事業費が低く抑えられていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生しており、本件事業により現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、いわき市長を会長とする一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福島県いわき市役所